

札幌市余裕期間制度（フレックス方式）要領

平成30年1月29日財政局長決裁

平成30年11月30日一部改正

平成31年2月27日一部改正

令和元年11月1日一部改正

令和7年3月24日一部改正

令和8年3月19日一部改正

（趣旨）

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などの確保に資するよう、札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く。以下同じ。）が発注する工事（札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）第2条第1号に定める工事をいう。以下同じ。）において、余裕期間制度（フレックス方式）の適用に努めるとともに必要な事項を定めるものである。

（余裕期間制度の適用）

第2条 札幌市が発注する工事は、余裕期間制度（フレックス方式）の適用に努めるものとする。

（定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間制度（フレックス方式） 発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定して契約を締結できる制度をいう。
- (2) 全体工期 発注者が通常工期を越えて設定する工期で、特記仕様書に明示する契約締結日から工事完了期限までの期間をいう。なお、通常工期を越える期間は6月を越えない範囲とする。
- (3) 通常工期 通常の積算により算出した工期をいう。
- (4) 余裕期間 受注者が労務者および資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期の前日までをいう。
- (5) 実工期 全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期をいう。
- (6) 工事開始日 受注者が設定した工事の始期をいう。

(入札の告示及び特記仕様書等の記載)

第4条 余裕期間制度（フレックス方式）を適用する場合における入札の告示及び特記仕様書等の記載事項については、次に掲げる事項とする。

(1) 告示（告示別表等）については次に掲げる事項

- ア 工期について
- イ その他注意事項等

(2) 特記仕様書については次に掲げる事項

- ア 主任技術者等の専任期間について
- イ 工期について
- ウ その他注意事項等

(実工期の申出)

第5条 発注者は、開札後、別記様式1により当該落札候補者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。

(経費の負担)

第6条 実工期が通常工期を超えたときその他余裕期間制度（フレックス方式）の適用によって経費が増加したときは、当該増加した経費は、受注者が負担するものとする。

(前払金の取扱い)

第7条 受注者は、契約書で定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。

(工事開始日前の取扱い)

第8条 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 余裕期間においては、当該工事現場の管理を発注者の責により行うものとする。
- (2) 受注者は、余裕期間においては、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、発注者や関係機関との打合せ、資機材の発注、労務者確保等の準備行為は、受注者の責により行うことができるものとする。

(技術者等の配置)

第9条 余裕期間においては、現場代理人及び主任技術者等を配置することを要しない。

(工期の延長)

第10条 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工事行程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期内であれば、工期の延長を別記様式2により請求することができるものとする。

(契約の保証)

第11条 契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。

(適用除外)

第12条 工事等担当部長（札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）第2条第6号に規定する工事等担当部長をいう。）は、次の各号のいずれかに該当すると認めた工事については、余裕期間制度（フレックス方式）を適用しないことができる。

- (1) 余裕期間を設定することで、供用開始に影響を及ぼす工事
- (2) 余裕期間を設定することで、著しく降雪の影響を受ける工事
- (3) 同一の工事現場において施工される複数の工事が密接な関係にある場合において、余裕期間を設定することで他の工事に影響を及ぼす工事
- (4) 余裕期間を設定することで、予算の執行に支障が生じる工事
- (5) その他、余裕期間の設定が適当ではない工事

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、財政局管財部工事管理室長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成30年2月7日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年2月21日以後に告示される工事から適用する。

附則

この要領は、平成 30 年 12 月 5 日以後に告示される工事から適用する。

附則

この要領は、平成 31 年 2 月 27 日以後に告示される工事から適用する。

附則

この要領は、令和元年 11 月 1 日以後に告示される工事から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 5 月 12 日以後に告示される工事から適用する。
- 2 この要領は、札幌市余裕期間制度（フレックス方式）試行要領について一部改定するものである。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以後に告示される工事から適用する。

別記様式 1

工 期 申 出 書

年 月 日

札幌市長

様

(住所)

受注者

(氏名)

次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。

工 事 番 号	() 第 号
工 事 名	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで

※ 原則、開札後に一般競争入札参加資格申請書と併せて提出すること。

別記様式 2

工 期 変 更 請 求 書

年 月 日

札幌市長

様

(住所)

受注者

(氏名)

年 月 日に契約締結した、次の余裕期間制度(フレックス方式)適用工事について、札幌市余裕期間制度(フレックス方式)要領に基づき工期の変更を請求します。

工 事 番 号	() 第 号
工 事 名	
契約締結日	年 月 日
工 期	現 行 : 年 月 日 から 年 月 日 まで 変 更 : 年 月 日 から 年 月 日 まで
特記仕様書に記載された全体工期の終期	年 月 日 まで

※受注者は工事担当部に提出。工事担当部は変更工期が全体工期内か確認のうえ契約担当部に送付。